

議案第16号

白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、こども家庭庁の設置に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例
第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号資料

○白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第22号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>